

アジア・太平洋研究センター主催，総合政策学部共催講演会 シリーズ講演会「アジア・太平洋研究センター開設 20 周年記念シリーズ 『変容する国際政治経済秩序のなかでのアジア太平洋地域を考える』」

日 時：2025 年 10 月 14 日（火）

場 所：南山大学 G 棟 1 階 G30 教室

演 題：ビジネスと人権：グローバルトレンドとアジア

講 師：山田 美和氏（日本貿易振興機構アジア経済研究所新領域研究センター
上席主任調査研究員）



今回の講演会のテーマである「ビジネスと人権」はとくに 2010 年代から注目されてきました。企業活動がグローバル化するなかで，2013 年にバングラデシュで生じたラナ・プラザ崩壊事件など，労働や環境に関わる問題が，先進国の消費者には見えにくい形で開発途上国に押しやられてきたという問題が一面ではあります。生産や流通のサプライチェーンが世界的に深まるなかで，先進国の企業も自己が関わる限り，労働条件や環境などを含む人権を遵守すべきという世界的な世論が高まってきた所以です。今回は，このビジネスと人権の問題に第一線で積極的に取り組んでこられた日本貿易振興機構アジア経済研究所の山田美和上席主任調査研究員をお招きし，ご講演をお願いしました。講演の概要は以下の通りです。

ビジネスと人権の問題は本当に多岐にわたる。たとえば，ネパールにおけるトンネル建設が飲料水などに与えた影響の問題，日本のジャニーズの性加害問題など，ビジネスが行われているあらゆる局面にビジネスと人権の問題は存在するからである。そのために，ビジネスが人々の人権に負の影響を与えないようにすること，企業が人権尊重責任を果たすことができるようにすることが必要で，そのような義務が国家にあ

ることをまず理解することが重要である。

企業は利益を上げることが第一の目的であり、労働基準や環境基準の緩やかな国に企業が生産拠点を置くことは合理的な判断となる。したがって、こうした企業の行動原理にどう対応するかが課題となる。国際条約も存在しないなかで、企業の行動を変えるために人権規範を埋め込む努力がなされ、2011年に「ビジネスと人権に関する国連指導原則」が採択された。その内容としては、人権を保護する国家の義務、人権を尊重する企業の責任、救済へのアクセスが三つの柱となっている。

この指導原則を実際に実行していくための政策文書が政府行動計画（NAP: National Action Plan）である。このNAP策定自体にも多くの関係者を関与させることによって、ビジネスと人権の考え方を広く社会に普及させていくことができる。アジア各国でもNAPの策定が次々に行われた。タイ（2019年）、パキスタン（2021年）、モンゴル（2023年）、ベトナム（2023年）、インドネシア（2023年）、ネパール（2024年）、マレーシア（2025年）などである。NAPは、責任ある企業行動を促進し、責任ある投資を誘致し、国際社会・市場からの信頼をえることがその目的であるが、NAP策定自体がそのような責任ある国家たるべく努力していることの発信となる。欧州では、サプライチェーンの透明性や責任を向上させるべく、人権を損なうようなリスクを特定して軽減ないし防止策を施し、その成果を評価して外部に開示するといったことを定める、企業の人権デュー・ディリジェンスに関する法令の制定も相次いでいる。

日本においても、政府は2020年にNAPを公表し、さらに2022年には「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」も策定した。2025年の大阪・関西万博では、『持続可能性に配慮した調達コード』も策定されるなど、こうした規範の制定は、実際に現実にも影響を与えている。ジェトロの海外ビジネス調査でも、人権デュー・ディリジェンスを実施中もしくは実施を予定・検討する企業は増加している。ただし、取り組み方法がわからないなどのケースもまだあるとのことである。ステークホルダーとの協業が日本企業にとっても重要である。

ビジネスと人権をより身近に考えさせるこのような充実したご講演に対して、多くの質問や感想が寄せられました。とくに少なからぬアジア各国がNAPの策定に取り組んでおり、企業の人権保護への取り組みが重視されるというグローバルな流れは不可逆的であろうということがよく伝わってきました。もちろんこうした取り組みが広まる一方で、問題が地下に潜っていくという懸念もあると思われ、政府・企業だけでなく社会の様々なレベルで、こうした問題に対する関心を高めていくことが重要だということを改めて認識させるご講演でした。

（文責：佐藤 創）